

## 盛岡教浄寺文書について～その三～

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2011-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/8861">http://hdl.handle.net/10291/8861</a>

盛岡教浄寺文書についてその三

圭室文雄

正月二日

一、

新田目佐兵衛

右者上人江為御見廻常住屋江罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被成旨教浄寺申達候ニ付、寺江罷越上人居間ニ而、脇差取罷通相応之御挨拶ニ而罷帰ル

同四日

一、上人、年始為御祝儀以御使物被遣候、左之通

口上

黄精

一曲

目錄

年始御祝儀目出度存候、右為御祝儀以使者申入候付、目錄之通進之候

(注⑳)

(貼紙)

一正月四日

多大夫

佐兵衛

所左衛門

右者遊行上人様年始為ニ御祝儀、常住屋迄罷越教浄寺遣候処、役僧中迄申入置御逢被レ成候間、教浄寺申度候ニ付、御寺江罷越上人居間次ニ而、脇差取罷通、御相応之御挨拶ニ而罷帰也

御使者御座敷奉行所御給仕兼帶 赤前勝左衛門

右之通被遣候付、拘持式人・宰領御同心老人・御備馬老疋、御貸人御同心老人・御長柄之者老人、勝左衛門宅江為ニ相詰候様、御徒目付江所左衛門申渡也、尤御借馬ハ御用人江申達、御口上之趣登城承候様、前日差紙を以申遣候

但右之通相動候旨訴出所左衛門承候也、尤上人御逢被レ成御直答之旨申出也  
但着服之儀者熨斗同半袴着ス

同六日

伊藤所左衛門

右者上人江為ニ御見舞、常住屋江罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被レ成候旨教浄寺申達ニ付、寺江罷越上人居間次ニ而脇差被レ取罷通り、相応之御挨拶ニ而罷帰ル

同十日

上田多大夫

右ハ上人江為ニ御見舞ニ常住屋迄罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被レ成旨、教浄寺申達候ニ付、寺江罷越上人居間次ニ而、脇差取罷通り相応之御挨拶ニ而罷帰ル

同十二日

一、上人ハ年始為ニ御祝儀ニ御使僧教浄寺を以御信物来り、左之通

相原 三十帖

御目録

御口上

愈御堅勝被レ成御重歳玆重奉レ存候、右為ニ御祝儀、以ニ使僧申述候付、目録之通進レ之候

使僧 教浄寺

右之通上人ハ被レ遣候ニ付、上田多太夫取次、御口上之趣申上候処、相応之御返答教浄寺江申達候

同十四日

新田目佐兵衛

右ハ上人江為ニ御見廻ニ常住屋迄罷越、教浄寺を以役僧中江申入候処、御逢被レ成旨教浄寺申達、寺江罷越、上人居間次ニ而脇差取罷通り相応之御挨拶罷帰ル

同十八日

伊藤所左衛門

右ハ上人江為ニ御見舞ニ常住屋江罷越、教浄寺を以役僧中江申入候処、御逢被レ成旨教浄寺申達寺江罷越、上人居間次ニ而脇差取罷通り相応之御挨拶ニ而罷帰ル

同廿日

「沼宮内々野辺地迄、遊行上人巡行之場所、御代官江演說覺」

一、上人宿坊ニ相成候処、上置式畳近江表縁木綿ニ而用意可レ申事

但前々々有来之床有之場所ハ、表斗取替可レ申候、床無之場処ハ伺之上新規可ニ申付ニ事

一、居間畳ニ花巻之表ニ而表替可ニ申付ニ候、縁ハ地布ニ而不レ苦候事

一、居間・障子・建子大方東山紙ニ而張替可レ申事

一、壁上塗ニ不レ及候、于レ然大破之処ハ見分之上如何様ニも取繕可レ申事

一、襖張有来之通、取繕ニ不レ及候、于レ然大破有之候ハ、同紙ニ無之候共取繕可レ申事

一、湯殿・雪隠新規取繕ニ不レ及候、有来之所如何様ニも取繕、敷板等朽損危所斗見分之上、根大敷板取替可レ申候、雪隠江

古表ニ而も薄縁ウツベニ仕、為レ縁可レ申事

一、次通畳切損見苦無之様、其分ニ仕置可レ申候、于レ然大破之畳有之候ハ、抜々ニも表替可レ仕候

一、障子・連子レンジ見通し之所斗切張ニ而可ニ相済ニ新規無用之事

但悉くすすけ見苦候ハ、見分之上張替可レ申事

一、上人江被レ進候料理者、二汁五菜ニ仕所、見合之品上人附、料理人江申出次第相渡可レ申候、何も御上御物入ニ而、前々

被レ進候間、其旨心得取計可レ申事

但上人被ニ相用ニ御枕家具料理人持參申候事故、其心懸ニ不レ及候、外僧中相用候家具者新規用意ニ不レ及候、其所有合見

苦無之を進相用可レ申事

一、上人外僧俗上下なし、壹人分旅籠代八拾文或者百文被ニ相払ニ候様ニ、是迄相見得候間、料理之義ハ上下なしニ汁三菜位

取計、旅籠相応ニ差出可申事、夜食等相出候共、其所有合之品ニ而可相濟事

但旅籠代右之通ニ而間合兼候ハ、足旅籠八拾文ニ候ハ、四十文増、百文ニ候ハ、貳拾文増被下候間、其分村割ニ被仰付候間、其心得ニ而被払候、旅籠代共ニ壹人分百廿文ニ而相濟候様取計可申事

一、上縁呉座

貳枚

一、居風呂

壹つ

一、面水盥

壹組

一、手桶

壹つ

一、手洗桶

壹つ

一、大半切

壹つ

一、縁呉座

貳拾枚

但下々相用

右品者上人被相用候分、此方々為持送候条、用意ニ不及候、乍然泊宿ニ而翌朝迄相用候処ニ而、上人発駕前被

仕廻所、御同心継戈領申付、随分早俄取向々江上人參着前持送り候様取計專一に候、於途中一塵末無之様、宰領御

同心江可申付事

一、櫃か

貳ツ

右上人札被引候節ニ相用候ニ付、波民昼・沼宮内泊於二所所用意被仰付候間、波民昼ニ而被相用候ハ、小役原江持送、沼宮内泊ニ而相用候ハ、一戸泊ニ而相用候様、順繰ニ野辺地迄、段々持送可申候、是亦宰領順継御同心申付、人夫之者共手荒仕指不申様、向々持送可申付事

但福岡を八戸江被<sub>レ</sub>移候模様ニ有<sub>レ</sub>之候、尤歸り之節ハ八戸・五戸江被<sub>レ</sub>移候儀と相見得候間、持送り道具福岡を直々五戸江遣置候様心得可<sub>レ</sub>申事

一、先弘御同心上人前江式人・熊野御輿之前江式人支配所中相立候事

但先弘御同心右之外にも相立候様、供方を差図有<sub>レ</sub>之、余計相出候場所も有<sub>レ</sub>之様相聞得候、何方を沙汰有<sub>レ</sub>之候共、前々右人数外ハ相出不<sub>レ</sub>申旨可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>挨拶事

一、御朱印入用人馬先触ニ向用意可<sub>レ</sub>仕候、乍去奥通人馬触定法之通ニ不相成候ハ、其分過を心懸可<sub>レ</sub>申候、乗懸ニ馬添等、前々も附候様ニ相見得候間、随分鹿略無<sub>レ</sub>之様ニ可<sub>レ</sub>申付事

但過半人馬費無<sub>レ</sub>之様取斗可<sub>レ</sub>申事

一、所御代官上人江出迎見送り之義前々之趣を以可<sub>レ</sub>相勤事

一、検断肝入宿老共継肩衣着、出迎見送り、向々之通可<sub>レ</sub>仕候事

一、昼泊之場所ニ而札被<sub>レ</sub>引候節、群集之場所江御同心為<sub>レ</sub>堅目相出、尤火之通御給人其外検断・肝煎共迄も立懸、猥ケ間敷事無<sub>レ</sub>之様取計可<sub>レ</sub>申候事

一、上人泊宿不寝之番申付、宿中火之用心專一可<sub>レ</sub>申付事

右之通前々之趣を以被<sub>レ</sub>仰付候間、随分鹿略無<sub>レ</sub>之様斗取可<sub>レ</sub>申候、宿坊取繕之事不<sub>レ</sub>得止事義、見分之上輕取繕可<sub>レ</sub>申候様被<sub>レ</sub>仰付候条、万端物入相増不<sub>レ</sub>申様ニ可<sub>レ</sub>心懸候處、寄酒等も相出候様相聞得候、表向酒可<sub>レ</sub>相出事ニ無<sub>レ</sub>之間昼泊ニ而其心懸無用之事ニ候旨被<sub>レ</sub>仰付

右之通相談之上相伺、伺之通被<sub>レ</sub>仰付上人通行之場所奥通御代官呼上、右演説書相渡申渡也

(注②)

同廿二日

上田多太夫

一、右ハ上人江為ニ御見廻ニ常住屋迄罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被レ成旨教浄寺申達候付、寺江罷越、上人居間次ニ而脇差被取罷通り相應之挨拶ニ而罷帰ル

同廿六日

新田目佐兵衛

一、右ハ上人江為ニ御見舞ニ常住屋迄罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被レ成旨、教浄寺申達候付、上人居間次ニ而、脇差取罷通相應之挨拶ニ而罷帰ル

(注75)

同廿九日

一、来月三日ノ遊行上人宝物差出為レ見申度旨、教浄寺申出候間、多太夫承置也  
一、右同断ニ付、警固御同心只今迄拾五人宛相詰候処、群集も可レ仕候間、五人相増都合式拾人宛為ニ相詰ニ申度候間、右五人相加廿人之御賄被ニ仰付ニ被レ下度旨、以ニ村松権右衛門申出候間、御勘定所江断遣也

(注76)

二月朔日

一、上人来十二日教浄寺出駕八戸江被レ移候旨申出、尤配符御差出候間、其筋之者□□□□明二日相詰□□取候様可レ被ニ仰



渡<sub>二</sub>候、尤明後三日直遣し候由<sub>二</sub>御座候間、此段御訴申上候旨、教浄寺罷出訴也、多太夫・所左衛門承御席江申上也、右<sub>二</sub>付御通之場所御代官御用状差出左之通、

一筆令<sub>二</sub>啓上<sub>一</sub>候、然者遊行上人來ル十二日、此許教浄寺御出駕<sub>二</sub>付、同日沼宮内御泊、翌十三日二戸御泊、廿四日八戸江御移被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉、道橋并此間申入候御用意場所早々可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、右可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>此御座候、已上  
二月朔日

三人印

沼宮内通 黒沢治左衛門殿

照井善右衛門殿

福岡通 星川兵右衛門殿

大卷勇助殿

五戸 寺出勝左衛門殿

中里宇兵衛殿

七戸 毛馬内名張殿

八木樽孫左衛門殿

野辺地通 永田善太夫殿

中村友右衛門殿

(注⑦)

右之通一書を以申遣候処、夫々返事来ル

伊藤所左衛門

一、右者上人江為ニ御見舞ニ常住屋迄罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被レ成旨、教浄寺申遣候ニ付、寺江罷越上人居間次ニ而、脇差取罷通り相応之御挨拶ニ而罷帰ル

(注⑧)

一、前書有之通、来十二日上人此許出駕ニ付、配符差出候ニ付、右受取被ニ相立ニ御用掛檢断外諸役付檢断肝入左之通

六日町 小十郎

石町 利右衛門

新町 重兵衛

右ハ明後三日遊行上人配符立被レ遣候旨申出候間、明二日肩衣着教浄寺常住屋江朝五時相詰、教浄寺差図を多、右配符受取差出可レ申候、尤渋民迄肝入両人付参相渡候様申渡也

右之通佐兵衛於宅申渡也

一、上人配符差出候写左之通

御朱印

一、伝馬 五拾疋

此内式足来七日先使之僧出駕候間、沼宮内一宿、翌八日一戸一宿、廿日八戸迄相通り候間、明七時可レ被ニ相出候

一、人足 五十人

右者遊行上人來ル十二日盛岡出駕、其日沼宮内一宿、十三日一戸一宿、十四日八戸へ被<sub>レ</sub>相移<sub>レ</sub>候間、宿々人馬并川渡等無<sub>レ</sub>滯様支度可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、已上

二月三日

遊行上人役者

修領軒

盛岡<sub>ノ</sub>八戸迄宿々馬繼<sub>ノ</sub>名主中

問屋中

一、右先触差出候付、通行之場所在々江之御用状左之通

一筆令<sub>ニ</sub>啓上<sub>一</sub>候、然者昨日申入候遊行上人其許江巡行<sub>ニ</sub>付、明三日先触ハ差出候、依<sub>レ</sub>之浪民迄此方御町肝入兩人申付為<sub>レ</sub>持差遣候、右先触写取本紙<sub>ニ</sub>墨<sub>ニ</sub>而も付不<sub>レ</sub>申、龜略無<sub>レ</sub>之様持送り可<sub>レ</sub>申候、尤受取検断肝入ハ肩衣着龜末無<sub>レ</sub>之様取扱可<sub>レ</sub>申旨、御支配所限可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>一</sub>候、已上

二月二日

三人印

沼宮内通・福岡通・五戸通

七戸通・野辺地通

右之通前日差出也

(注⑦)

同四日

上田多太夫

右ハ上人江為ニ御見舞ニ常住屋迄罷越、教淨寺を以、役僧中迄申入候処、上人御逢被レ成旨教淨寺申達候ニ付、御居間次

ニ而脇差取罷通候処、相応之御挨拶ニ而罷帰ル

一、沼宮内御代官ノ所御給人無レ之に付、所御用差支候故、左之通被ニ仰付ニ被レ下度旨、御用状を以申來候、人数尤右御用被ニ仰付ニ旨、御用状を以申遣候、左之通

一筆令ニ啓達ニ候、然者今般遊行上人其元巡行ニ付、各儀右御用懸被ニ仰付ニ候間、勤向之儀者御代官可ニ申進ニ候間、勤仕可レ有レ之候、已上

二月四日

伊藤所左衛門印

角惣兵衛殿

久保吉左衛門殿

八角善次郎殿

八角伊左衛門殿

右之通申遣候、尤御代官江も、右四人御用懸被ニ仰付ニ候間、御用筋申達候様申遣也、尤名面書付御席江相同之上申遣也、返事來ル

一、沼宮内御代官ノ支配所涉民ニ而、御伝馬寄置繼立申度旨伺出候間、伺之通被ニ仰付ニ候ニ付申遣候文言、左之通

一筆令ニ啓上ニ候、然者遊行上人來ル十二日此元出駕ニ付、御伝馬ハ以前ノ涉民ニ而繼立不レ申、森岡ノ直々沼宮内迄附

通二付、此度も右之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候哉之旨ニ相伺候、伺之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、人馬被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、人馬寄置候様可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、尤右人馬割御村肝入ニ而も四五人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、浪民迄遣置人馬割仕候様可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、已上

二月四日

沼宮内通

三人印

右之通申遣候返事来ル

同五日

一、遊行上人来ル十二日此元教浄寺御出駕奥通江御移リ被<sub>レ</sub>成候付、左之通触差出ス

遊行上人来ル十二日此元御出駕奥通江御移リ被<sub>レ</sub>成候間、御支配所御通筋道橋掃除等猥無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、已上

二月五日

三人

上田通御代官 金田一善左衛門殿

花坂理太夫殿

遊行上人来ル十二日此許御出駕奥通江御移被<sub>レ</sub>成候付、銘々門前掃除等猥無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候、已上

三月五日

御目付

上田丁 諸士中

諸医者中

遊行上人來ル十二日、此元御出駕奥通江御移被<sub>レ</sub>成候付、各御組丁掃除等可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、已上

二月五日

伊藤所左衛門

上田丁御組丁

戸來覚左衛門殿

石川半十郎殿

黒川嘉左衛門殿

田渡茂左衛門殿

島田弥平殿

右之通触差出ス

同六日

「遊行上人來ル十二日此元出駕奥通江通行ニ付、在々江心得之儀申遣候、御用状、左之通、」

一筆令啓上<sub>一</sub>候、然者遊行上人來ル十二日此許教浄寺出駕之旨申出候間、先頃申入候通、御通筋道橋掃除等可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候  
付<sub>一</sub>候

一、上人御通之御昼泊料理之儀者、先頃相達候通、下陣者二汁三菜見合拵、僧中江相出候様、先年も老人一泊八拾文積ニ相  
払候由、過不足之儀も難<sub>レ</sub>斗候得共、不<sub>二</sub>相構<sub>一</sub>受取候様可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

一、上人料理之義者、從<sub>二</sub>御上<sub>一</sub>為<sub>二</sub>御馳走<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遣候事故、米・塩噌・菜物等、煮候迄ニ拵置取揃塵末無<sub>レ</sub>之様、上人料理人江  
相渡可<sub>レ</sub>申候

一、上人御宿之亭主肩衣着、町外迄出迎可<sub>レ</sub>申候、尤下陣之宿五軒宛被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、町検断・肝入肩衣着掃除等差図仕、町外

迄出迎可<sub>レ</sub>申旨可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候

一、奥通之人馬花卷筋と違、乗懸馬等取扱、別而不案内ニ茂可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、先年之通馬一疋江口附馬添共ニ式人宛附候而、道中油断無<sub>レ</sub>之様、急度被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>慮外等不<sub>レ</sub>仕様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候

一、御先向払之儀者、熊野権現御神興江式人・上人江式人宛御同心着抜羽織為<sub>レ</sub>着相出、御同心無<sub>レ</sub>之所ハ被<sub>ニ</sub>取繕<sub>ニ</sub>候而差出候様可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>候

一、詰合御代官上下着用上人御着之砌、宿外迄出迎、旅宿江も見舞候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、右之通無<sub>ニ</sub>間違<sub>ニ</sub>様可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>候、右可<sub>ニ</sub>申入<sub>ニ</sub>御座候、已上

二月六日

沼宮内通・福岡通・五戸通・七戸通・野辺地通

三人印

(注<sup>80</sup>)

同七日

一、来ル十二日御発駕ニ付、十一日七時過教浄寺江検断共之内三人申付候、左之通

一、

六日町 小十郎

石町 利右衛門

新町 重兵衛

右ハ上人来十二日此元御出駕ニ付、十一日七時過教浄寺相詰候而、人馬支配いたし上人役僧中申出次第人馬差支無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>仕候

但此節肩衣着用相詰可申候

一、馬疋江馬添之者、人宛相添、道中無油断様ニ、口附之者江も人別ニ右之段可申渡旨、役別檢断共江而奉行<sup>(左)</sup>以差紙申遣也

二、来ル十二日遊行上人此元御発駕、八戸江御通ニ付、赤川掃除等念入可申付候、尤御通之砌、其方共肩衣着町境迄罷出可申候

一、赤川江為御見送り、新田目佐兵衛朝六時<sup>(相替)</sup>迄堅目共ニ相出候間、此旨相心得可申候、其町御通之義ニ候間、人馬割所江ハ相詰ニ及不申候旨、三戸町檢断江差紙申遣也

一、五人、御町<sup>(ママ)</sup>袴卵附

上人十二日御発駕ニ付、御料理被進候、御用十一日夕十二日毎日未明<sup>夕</sup>教浄寺江為相詰候様、六檢断江御町奉行<sup>夕</sup>申渡也

(注⑧)

(貼紙)

一、同八日

一、遊行上人来ル十二日此元御出立、八戸江御移被成候付、上田惣門十二日朝六時前<sup>夕</sup>幕為打候様ニ御用懸御徒目付江申付也

一、上人来ル十二日此元御発駕、八戸江御通ニ付、教浄寺近所四屋町与兵衛・喜右衛門右式ヶ所人馬割役所ニ申付候間、役前檢断共相詰人馬差支無<sup>夕</sup>之様可仕旨、御町奉行<sup>夕</sup>申付候趣、左之通



一、来ル十二日遊行上人此元出駕ニ付、十一日七時教浄寺江檢断共之内、小十郎・利右衛門・十兵衛右三人相詰候而、人馬支配いたし、上人役僧中申出次第、人馬差支無之様可仕候

但此節肩衣着用相詰可申候

一、右人馬御用差支為無之、四や町人馬割役所相立、教浄寺ニ詰居候檢断共より人馬申出次第、遲滞無之様ニ可仕候

但右人馬割役所相立候義寺町檢断江申付候

一、四屋町右人馬割所江ハ、役前檢断共小十郎・利右衛門・十兵衛・正右衛門・宗八儀者十一日ハ十二日御出駕迄、代り相詰相談いたし遲滞無之様ニ相勤可申候

一、波民迄檢断共之内ハ五人申付、人馬之支配仕、道中者総口附之者共、僧中江対慮外等不仕、龜末ニ相見得不申様ニ、兼而人別ニ急度申付候上、猶亦付添遣候肝入とも江も、右之筋相心得罷越候様可仕候

一、御村肝煎中宿

四屋町 治右衛門

一、御村下宿

同 町 治兵衛

一、人別割役所

同 惣兵衛

四や町 与兵衛

同 喜右衛門

長左衛門

右之通申付候段、四屋町檢断理助罷出、訴之段御町奉行ハ申達也

(注⑧)

新田目佐兵衛

右者上人江為御見舞常住屋江罷越、教浄寺を以役僧中迄申入候処、御逢被<sub>レ</sub>成旨、教浄寺申達、寺江罷越、上人居間次  
二而脇差取置、罷通候処、相応之御挨拶二而罷帰ル

同九日

八まん町肝入 平八

久米町肝入 宇兵衛

仙北町肝入 甚七

右八十一日・十二日教浄寺江相詰、荷物見積御出立之節、見廻し世話申付候段、御町奉行<sub>方</sub>申聞候

六日町肝入 与七

十三日町肝入 小助

鍛冶町肝入 長七

本町肝入 忠助

材木町肝入 源兵衛

右五人御出立之節人馬引廻し見届ニ、浪民迄罷越御出立見届罷帰候様申渡候処、御町奉行<sub>方</sub>申聞候

(注⑧)

同十日

山屋林左衛門

一、御同心式人

御備人式人御長柄之者

御備馬

右ハ上人十二日御出立ニ付、小野松<sup>(橋力)</sup>辺迄御見送被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候間、右之通御備人見付候様御用懸御徒目付江申付也、御備馬之義ハ御用人江書付を以申達、尤林左衛門儀者十二日朝六時分<sub>〆</sub>小野橋<sup>(松)</sup>辺迄相詰候様差紙を以、所左衛門<sub>〆</sub>申遣也、御備人等申付候段、是又為知遣ス

一、熊野権現神輿御先払

村松樽右衛門組御同心 式人

一、遊行上御先払

同組 式人

但教浄寺<sub>〆</sub>赤川入口迄、赤川<sub>〆</sub>御町之内ハ御町組相勤、上田入相<sub>〆</sub>欠之山迄也、被<sub>レ</sub>遣候間、昼扶持代・わらし代御定目之通、申出次第相渡候様、御勘定所江断遣也

一、右之通欠ヶ山迄相勤候様可<sub>ニ</sub>申付<sub>一</sub>旨、御用掛御徒目付江所左衛門申渡也

一、使番御同心

下条甚蔵組 式人

一、小遣御長柄之者

式人

右之通十一日夕・同夜・十二日朝迄之御料理被<sub>レ</sub>遣候ニ付、教浄寺常住屋江相詰候様、御徒目付申達也

二、

御掃除坊主 壹人

右ハ明十一日教浄寺常住屋江、上人明後十二日出立ニ付、多大夫・所左衛門相詰候間、明後十二日朝五時分為<sub>ニ</sub>相詰<sub>一</sub>候様坊主頭江申渡也

(注 84)

同十一日

一、遊行上人明十二日出駕ニ付、御用儀も御座候旨、御暇乞旁常住屋迄相詰候段、教浄寺を以役僧中迄申達候、人数左之通

上田多太夫

伊藤所左衛門

教浄寺且中 山屋林左衛門

土川忠次郎

御用医 平沢立善

石橋寿仙

右之通相詰候処、上人御逢被成旨、教浄寺申達ニ付、御居間之次ニ而、脇差取罷出候処、相応之御挨拶ニ而罷帰ル也

(注 85)

一、

寺社御奉行御物書 小屋敷清助

御目付所御物書 松田伊兵衛

御徒目付 玉山正太夫

洞内長右衛門

右同断也、尤上人僧中並上人江御上る為御馳走御着日之通、前日当日共ニ御料理被進候付、右吟味役として罷越候様、被ニ仰付置候付相詰也

一、来ル十二日上人御出駕ニ付、上人并僧中江御上る御料理被遣候付、十一日夕夜、翌十二日朝迄御料理献立左之通

二月十一日夕御献立

煮酒  
膾  
うとめ  
はん  
皮茸  
くり  
青のり  
かんてん  
にんじん

こくしゅう  
壺  
こんやく  
木くらげ  
田子いも

敷味噌  
五寸  
酒婦  
せうか

猪口  
かんびやう  
白あへ

引候而  
向詰

大皿  
わらひ  
里いも  
舞茸  
にんじん  
竹の子

香物  
味噌漬  
大こん  
なら漬

食

汁  
白み酢  
せり  
干こんやく  
せん

汁  
椎茸  
小かぶ  
屋きふ

台引  
むしうつ巻  
あけこんぶ  
鳩のり

鍋物  
松茸  
青な

後くわし  
茶くわし

後段

皿  
くるみ  
太こん  
のり  
ちんひ

猪口  
大こん  
からみ  
むめ

翌十二日朝御献立

くるみ  
醃  
大こん  
にしん  
青のり  
こんりゃく  
うとめ

香物同前

葛引  
椎茸  
竹の子  
かん

濃茶

そば

汁

たき菜  
くり茸  
牛房  
三木大こん

食

二

猪口  
にんじん  
ごまあへ

向詰

大皿  
花こんぶ  
大牛房  
かんぴょう  
ゆり  
むき茸

台引  
あけこんぶ  
あけしそ

茶わん  
松茸  
あけいも  
せり

菓子

茶くわし

濃茶

二月十一日夕僧中江御猷立

くるみ酢  
大こん  
かんてん  
くしかき

青のり  
かわ茸

汁

丸焼麩  
舞茸  
ささげせん

薄茶

汁

椎茸  
小かふ  
かわ牛房

香物同前

敷味 樽 御麩  
壺 せうか

二引候而

台引 こんふ  
嶋のり

茶わん 白み酢  
ゆり

後菓子

茶くわし

濃茶

後段

皿 すり大こん  
のり  
とうからし

猪口 大こんからみ  
むめ

翌十二日朝御備中江献立

くるみ 大こん  
酢 になしん  
膾 色付こん  
にかき になやく

食

汁 舞たけ  
あけとうふ  
青な

うすちゃ

蕎麦

汁 くり木の  
三木大こん  
輪いも



香の物同前

葛引 花こんにやく  
五寸 岩茸  
三木にんじん  
屋きふ

めし

引而二

壺 引こんぶ  
さくけ  
大豆

汁 椎茸  
牛房せん  
青な

猪口 かんひょう  
白あへ

くわし  
後くわし  
御茶

右御料理御上る被<sub>レ</sub>進候ニ付、御受取物左之通

覚

一、八貫貳百文

給仕人 十五人

配繕人 十五人

料理人 七人

板之間 四人

(注 88)

一、貳百五拾文

上中下 はし

一、六拾文

屋うし

一、四貫四百六拾八文

くわし代

右者十一日夕十二日朝兩度分

五つむめ三つむめ上下口切くわし共ニ

一、七百分

赤白味噌

一、貳貫文

そば

一、貳拾文

付木 とうしん

一、四百文

真木 四間駄賃代

一、百拾貳文

炭三十六俵 駄賃代

一、拾老貫四百五拾九文

野菜代

一、六拾文

塩代

一、貳拾七貫六百四十三文

品物ニ而御渡被成候覚

一、御米壹駄片馬

一、真木三二

四間

右者御到着之節ハ貳間ニ御座候所、不足ニ付申上ル

一、炭三拾六俵

一、杉原書帖

一、中大方

式百枚

右者くわし包紙御用

一、大ざる三つ

一、大ひさく

三本

一、太布書反

一、茶たはこ

右者布きん

一、濃茶と薄茶

但御着之節通御本丸を相渡候様、御茶道江申渡也

右之通兼日申出夫々江断遣也、尤御茶之儀御茶道江申渡也

(注 87)

同十二日

新田目佐兵衛

一、右ハ遊行上人今卯ノ刻御上下無<sub>レ</sub>恙御發駕被<sub>レ</sub>成候ニ付、為<sub>ニ</sub>御見送<sub>ニ</sub>赤川江罷出、依<sub>レ</sub>之貧者有<sub>レ</sub>之ため、佐兵衛名小奉書

江相認候而懷中也

教浄寺

一、右ハ遊行上人御上下無<sub>レ</sub>恙今卯刻御出駕以後先使之僧残り居、御寺引渡仕候間、受取候而、右御訴ニ巳ノ刻登城、寺社

御奉行江申達候ニ付、佐兵衛取次御席江申上也

(注 88)

同十三日

一、遊行上人今午ノ上刻洪民御昼江御着、同申ノ下刻沼宮内御泊リ江御着被<sub>レ</sub>成候、此段御訴申上候旨、沼宮内御代官方申来御席江所左衛門申上也

(注<sup>88</sup>)

同十四日

一、遊行上人今卯ノ刻沼宮内御泊<sub>ル</sub>御出駕被<sub>レ</sub>成候、此段御訴申上候旨、御代官方申来御席江所左衛門申上也

(注<sup>89</sup>)

同十五日

一、遊行上人今午下刻一戸御昼江御着被<sub>レ</sub>成候、福岡江御泊江酉上刻御着被<sub>レ</sub>成旨、福岡御代官方申来、御席江所左衛門申上也

(注<sup>90</sup>)

同十六日

一、上人今卯刻此元御登駕被<sub>レ</sub>成候旨、福岡御代官方申来御席江所左衛門申上也

(注<sup>92</sup>)

同廿五日

一、上人昨申下刻支配所御泊江御着、翌朝卯ノ刻御出駕之旨、去廿二日付以御用状、五戸御代官ヲ申遣所左衛門申上也

(注 93)

同廿七日

一、上人昨申ノ中刻支配所御泊江御着、翌朝卯中刻御出駕之旨、去ル廿三日付御用状を以七戸御代官ヲ申遣所左衛門申上也

(注 94)

同廿九日

一、上人昨申ノ中刻支配所御泊江御着、翌朝卯上刻御出駕、御境馬門御番所巳ノ下刻御通、津輕江首尾好御移被成旨、去ル廿四日付、御用状を以申遣所左衛門申上也

(注 95)

一、大迫御代官所上人御通之砌、達曾部村(岩手県上閉伊郡宮守村)御昼并大迫町(岩手県稗貫郡大迫町)御泊上人御料理物代并人馬入用左之通、被下物共ニ御代官訴也  
達曾部御昼ハ大迫御泊迄

一、人足

式百九拾人

一、伝馬

九拾七疋

一、達曾部御昼ニ而ハ上人方ル昼旅籠代不ニ相ト相ト、惣人数六拾六人・中間拾四人、老人ニ付四拾文宛也、  
旅籠代御上御勘定ニ相成候筈、尤上人方ル御所檢断并宿々之者ニも被レ送物等御昼ニハ無レ之趣ニ而、被レ下物無レ之旨是  
又御代官申出也

大迫御泊ル寺林光林寺迄

一、人足

三百四拾五人

一、伝馬

百四拾壹疋

一、右大迫御泊ニ而ハ旅籠代上下なし、老人ニ付百文宛、六拾人分六貫文上人方ル被ニ相ト相ト候旨、大迫御本陣平左衛門江上  
人方目録三百疋被ニ相ト送ル候旨共ニ御代官申出也

一、大迫・達曾部両所ニ而、御所御用意被ニ仰付レ候、手水桶・ひさく・手桶・かへけ水通力し、敷具座・薄縁等之類御所江被レ  
下候哉、亦ハ御ト被ニ仰付レ候哉、御代官ル伺出、于レ今相知ず、伺之通被レ下置也

郡山御泊

一、人足

一、伝馬

惣用御入方

貳拾貳貫七百文

内

貳貫三百九拾四文 遊行上人壹泊并先僧一泊御用钱ト被レ遣分

四貫七百三拾貳文 遊行上人下陣宿隨代壹泊分受取引

残而

拾五貫五百六拾九文 買上物代不足分

右者不足分御上払ニ而被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>候哉之趣、御代官<sub>ノ</sub>伺出候得共干<sub>レ</sub>今不相知<sub>レ</sub>

(付札)

此処江以前之御留ニ御飯屋寺并荷物宿々之者江、上人<sub>ノ</sub>被<sub>レ</sub>下物等有<sub>レ</sub>之候趣御座候へ共、此度ハ御代官<sub>ノ</sub>書上無<sub>レ</sub>之ニ付、相知候処ニ而相記可<sub>レ</sub>申事

浪民御昼沼宮内御泊

浪民

一、人足

一、伝馬

沼宮内

一、人足

一、伝馬

一、浪民御昼ニ而被<sub>レ</sub>下物無<sub>レ</sub>之由、沼宮内御泊ニ而ハ御本陣等ニ被<sub>レ</sub>下物有<sub>レ</sub>之候趣ニハ御座候へ共、御代官<sub>ノ</sub>書上無<sub>レ</sub>之、

追而吟味認候筈、右御昼泊ニ而惣入方

式拾貫九百五文

内

三貫拾貳文

御上払

六貫貳百六拾八文

御村割付

外拾貫六百貳拾壹文

御村割付

右三口合右之通書出之趣を以御上払、御村割付ニ被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候哉、伺書付御代官差出

小牧原御昼

一、人足

一、伝馬

同所御昼宿御膳代并上人御料理入方壹貫四百四拾九文

一、金百疋

一戸御泊

一、人足

内拾八人小牧原村ニ而一里夫并遠見在々より借物持送入足

一、伝馬

同所御泊御膳代并上人料理入方五貫七百七拾八文

一、金百疋 風呂敷一ツ添

福岡継人馬

一、人足

一、伝馬

上人御宿 長樂寺江被<sub>レ</sub>下

三百六拾四人

百十疋

一戸町御泊宿 弥惣兵衛江被<sub>レ</sub>下

三百三拾貳人

百貳拾四疋



右之通繼立八戸御領江御通り

五戸御昼

一、人足

一、伝馬

同所御昼宿御繕上(膳)人料理入方拾三貫八百九拾四文

一、金貳百疋

藤嶋村繼立

一、人足

一、伝馬

七戸御泊

一、人足

一、伝馬

同所御泊宿御繕上(膳)人料理入方拾三貫六百拾五文

一、金百疋

一、風呂鋪卷ツ宛

野辺地御昼

一、人足

一、伝馬

三百五拾五人

百六拾疋

御昼宿 専念寺江被下

四百拾五人

百八拾九疋

四百拾四人

貳百貳疋

七日町御宿 与左衛門江被下

同所下陣 四人之者江被下

四百三拾人

百三拾疋

同所御昼宿御膳上人御料理入方

貳拾七貫八百五拾文

七斗九升

諸賄米

壹斗壹升六合

諸賄味噌

被下物無之津輕江御通り

(注96)

注⑦③ 遊行上人へ盛岡藩主から年始の贈物として、強壯菓の「黄精」をおくっている。このことは「遊行日鑑」同日の条に、「御城主

より年始為「御祝儀」御使者赤前勝左衛門黄精巻曲到来、右御使者へ御守名号被下也」とみえている。

⑦④ 沼宮内から野辺地迄の遊行上人巡行場所の代官に対し、上人廻国の折の接待の内容を指示している。

⑦⑤ 正月二十二日には盛岡藩の寺社奉行上田多太夫が、同二十六日には寺社奉行新田目佐兵衛が、それぞれ教浄寺へ遊行上人を御見舞にとおずれている。

⑦⑥ 二月三日遊行上人一行が携行している宝物を開帳するため、多くの人出が予想されるので、警固役の増強を要望し、現在の一日十五名から二十名に増加してほしいとしている。

⑦⑦ 二月十二日盛岡教浄寺を出発し、同日沼宮内泊、翌十三日一戸泊、十四日八戸へという廻国予定なので、その旨盛岡藩役所から廻国筋代官へ連絡がつけられている様子がわかる。この時各地から返事が寄せられている。

⑦⑧ 盛岡藩御用懸目付伊藤所左衛門は二月一日遊行上人を宿舎教浄寺に見舞っている。

⑦⑨ 二月二日・三日には、遊行上人役者修領軒と、盛岡藩御用懸の寺社奉行並に目付からそれぞれ、伝馬五十疋・人足五十人徴発の布達が出されている。これが上人出発の十日前である、又二月二日には宝物開帳を行っている。「遊行日鑑」によれば「寺社奉行中より願三而今日より宝物開帳」とみえている。

⑧⑩ 二月六日には、廻国先の代官に対して、盛岡藩の懸役人から布達が出されている。それによると、上人をはじめ随員への食事の手配、宿泊費、出迎えの服装、馬の手配、掃除等こまかな指示をしている様子がわかる。

81) 二月七日には馬の手配、教浄寺詰の役人の手配等、出駕に際しての準備を記している。

82) 二月八日人馬割役所の設置を決めている。

83) 二月九日盛岡城下の各肝入の者達に遊行上人出発の際の役儀を分担させている。

84) 二月十日は遊行上人同行の役人と、十一日十二日詰番の者を決めている。

85) 二月十一日、遊行上人出発前日なので、御暇乞に懸役人・教浄寺檀家・藩の医師等がやってきている。

86) 二月十一日夜と十二日朝の食事は盛岡藩からの御馳走である。藩から料理吟味役四人が派遣されているが、両日の献立も詳しく記されている。「遊行日鑑」二月十二日の条には、「御膳式汁香七菜菓子御茶、大衆式汁香五菜菓子茶」とみえている。

87) 盛岡藩の出費も相当大きなものである。たとえば、給仕人・配膳人・料理人・板間等で何と四十一人を派遣していることがわかる。このほか米・そば・味噌・塩等から、薪や炭の燃料、紙・ざる・布等に到るまでかなりの量であった。

88) 二月十二日はよいよ盛岡出発の日である。午前六時に盛岡教浄寺を出発している。寺社奉行は見送りに赤川迄出かけている。また教浄寺住職は遊行上人滞在期間中寺をあけ渡していたが、出発後、先使の僧から寺を無事受け取り、午前七時寺社奉行へ報告のため登城している。このあたりに、幕府の朱印をもっている遊行上人の扱いについて、盛岡藩が神経をとがらせている様子がわかる。まさに敬して遠ざける姿勢といえよう。

89) 二月十三日沼宮内代官から盛岡藩寺社奉行への報告にすると、遊行上人一行は、午前十二時渋民(岩手県岩手郡玉山村)に到着している。盛岡から約十二キロメートルの位置であるから、一時間に約二キロメートル平均で歩いている様子がうかがえる。そして、夕方五時には沼宮内(岩手県岩手郡岩手町)に到着しここで一泊している。これが二月十二日の遊行上人一行の廻国の道順である。

90) 二月十三日は午前六時沼宮内出発している。「遊行日鑑」によればここで北上観音に参詣し、御詠歌を奉納している。ここでこの寺の別当が差出した書付によると「応永廿五年九月廿七日遊行十五代上人御詠歌奉納、大永四甲申年九月十四日廿五代上人、慶長十七壬子七月七日三拾式代上人、寛永十五年七月廿五日三十五代上人、慶安五年辰年三拾八代上人、寛文十庚戌年弥生廿八日四十式代上人、貞享四卯年四月廿六日四十三代上人、正徳三癸巳年三月吉辰四十九代上人、延享元甲子七月廿四日五十一代上人右皆々御詠歌奉納上来之趣故」とみえている。第四十九代一法上人は、「遊行日鑑」によると北上御堂観音へ御名号札・御歌二卷納ルとみえているが、五十一代賦存上人の場合「遊行日鑑」には特に記されていない。

91) 二月十三日午後一時二戸(岩手県二戸郡二戸町)に到着している。沼宮内から一戸迄六里といわれているので、一時間平均約一里(四キロメートル)のスピードである。そしてさらに三里の道のりを経て、午後六時頃福岡(岩手県二戸市福岡)に到着してい

る。

⑧ 二月十四日午前六時福岡を出発、「遊行日鑑」によると、観音林で馬継昼食をすませ、それより一ノ沢宿で馬継、夕方八戸へ到着している。

⑨ 五戸（青森県三戸郡五戸町）代官より盛岡寺社奉行所への連絡によると、遊行上人一行は二月二十一日午後五時到着、二月二十日朝六時出発した様子かわかる。

⑩ 七戸代官所よりの報告によると、二月二十二日午後四時七戸（青森県上北郡七戸町）へ到着、二月二十三日午前六時出発とある。

⑪ 二月二十三日御泊到着は午后四時、翌朝六時出発とある。馬門（青森県上北郡野辺地町）午前十一時、その日のうちに津軽へ到着している。このように教浄寺の日鑑によれば、二月二十一日五戸泊、二十二日七戸泊、二十三日津軽泊とみえている。しかしこの記事はやゝおかしい。「遊行日鑑」によると、二月十四日から二十三日朝迄は八戸来迎寺に滞在している。この場合「遊行日鑑」は上人に随伴している役僧が書いたものであるでこの方が正しいことは、言うまでもなからう。とすれば、各地の代官達が何故、不正確な情報を盛岡藩の寺社奉行に送ったであろうか、疑問が残る。あるいは教浄寺がここに記載する折に写し間違えたことも考えられる。ともあれ「遊行日鑑」によれば、二月廿三日午前五時八戸来迎寺を出発し、五戸で馬継・中食をすませ、その後藤島にて馬継、そして十和田川船渡をこえ、七戸へ到着したのが午後六時のことであった。二月二十四日朝四時七戸本陣盛田与左衛門宅を出発、天間館川渡し、野辺地馬継、昼食、さらに南部・津軽境関所をこえ、小湊浄林寺へ夕方六時到着している。二月二十五日午前七時小湊を出発しその日の内に青森正覚寺に到着している。

⑫ さて遊行上人が盛岡藩領から津軽藩領へ廻国した折の宿々の決算報告書は、先号の表の如くである。勿論これはそれぞれの宿場から書出されたものであって、実際の地元の負担はこれよりはるかに多かつたものであると思われる。又長期に滞在した遠野の常福寺・寺林の光林寺、盛岡の教浄寺での滞在費は勿論のこと含まれていない。

まず幕府の伝馬朱印は、馬五十疋と記されているが、これで見ると、とてもそれだけではすまなかつたことがわかる。人足からみてみよう。この時の一行は大迫から寺林のところに六十人と記されている。それゆえそれらの人々の携行する荷物等を含まれるので、相当要したことはわかる。しかし、総計二九四五人という数字は驚くべきである。しかも不記分があるので、これに平均値を入れたとすると、約四四一七人に達する。一日平均に直すと、約三六八人である。伝馬の方は総計一一五三四であるが、これ又不記分を単純平均で加えようと、約一七二九匹に達する。これを一日平均にすると、約一四四匹となる。つまりこの地域では人足三八八人、伝馬一四四匹を一日に動員していたことがわかる。いずれにしても五十人・五十匹を大幅に上廻る数字である。つぎに宿泊・食事代をみてみると、これは合計銭一一四貫六三一文である。これに対して遊行上人が支払ったのは、銭一八貫一三八文にす

ぎない。これは全体の一五・八%にすぎず、残り八四・二%は未払いである。この未払分は、結局その地域の農民の負担になったようである。たとえば、浜民から沼宮内間の費用については、二〇貫九〇五文の内、三貫一二文は遊行上人の支払で、一四・四%に過ぎず残り一七貫八九三文は近村の村に割付けている。村の負担は八五・六%である。恐らく他地域においても同様の処理が行なわれたものと思われる。

遊行上人の廻国はその時ばかりでなく、その後においても民衆に多くの負担を強いていたことがわかる。(完)

さいごになってしまったが、貴重な史料を調査する機会を与えて下さった時宗教浄寺松尾正真氏と松尾晃一氏に謝意を表する次第である。畏友高野修氏には御教示をえた御好意に感謝いたしたい。